

6 その他良好な景観の形成に必要な事項（法第8条第2項第5号関係）

6-1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観を形成するため、景観計画区域内においては、大規模な屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観との調和が保たれるよう必要な制限を定めるものとする。

また、景観モデル地区内においては、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、過度の広告表現による不調和をなくし、周辺の景観に著しい違和感を与えないように配慮し、建築物、工作物及び他の広告物との調和が保たれるよう必要な制限を定めるものとする。

6-2 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

■計画策定に関する基本的事項

景観農業振興地域整備計画（以下「景観農振計画」という。）区域内の農用地、農業用施設等について、効率性や生産性の向上を目標とした整備を図りつつ、良好な農山村景観を保全・創出するための農地管理や景観作物の団地化など、地域の特徴ある景観に配慮した農業上の土地利用を図ることとする。

おかやまの田園環境整備、誰もが住みたい農村づくり、棚田の保全等の「美しの農山漁村」の形成に向けて、住民が地域社会の一員として積極的に計画づくりに参加し、地域の目指すべき方向について合意を形成するものとする。

■保全・創出すべき地域の景観の特色

- 棚田や周辺の里山、ため池、水路、集落等が一体となった農山村景観
- ブドウ、桃等の果樹園からなる農山村景観
- 児島湾周辺、笠岡湾干拓地に広がる田園空間からなる農村景観
- 歴史性のある水路や水門、ため池等のかんがい施設を持つ農山村景観
- 山麓に広がる放牧地や草地等の丘陵地からなる農山村景観
- 整備された美林を背景に水田、畑地が広がる農山村景観

■保全・創出すべき地域の範囲

良好な農山村景観を保全・創出すべき地域で市町村が景観農振計画において定める。

■ 景観を保全・創出するための方針

- 景観と調和のとれた良好な営農条件の確保
- 住民合意によるきめ細やかな景観のルールづくり
- 地域ぐるみの農地の維持管理活動の促進



○棚田景観の保全

- ・棚田形状に合わせた簡易な農業生産基盤の整備
- ・棚田の保全組織確立
- ・都市住民との交流、ボランティア活動の活性化

○景観作物地帯の保全・創出

- ・景観農振計画に即した農業農村整備事業の実施
- ・景観農作物栽培育成支援
- ・地域ブランドとなる商品価値の高い農産物の育成支援

○景観に配慮したかんがい施設整備による水辺空間の保全

- ・景観農振計画に即した農業農村整備事業の実施

○景観に配慮した建築物などの形態意匠等の誘導

○景観協定の導入

- ・土地所有者等の合意により、良好な農村景観を守り育てるために必要な事項を定める協定の締結促進

○景観整備機構の指定

- ・耕作管理できるNPO等を「景観整備機構」に指定し、担い手不足による耕作放棄地の解消により、景観保全を推進する。